

○秋田大学微生物等実験安全管理要領

(平成 18 年 3 月 8 日規則第 183 号)

改正 平成 27 年 4 月 30 日一部改正

- 第 1 条 指定実験室の安全設備及び運営に関する事項は「微生物等を用いる実験室の安全設備及び運営の基準」の条件に適合すること。
- 第 2 条 実験区域(管理区域)の範囲を明確に指定すること。
- 第 3 条 指定実験室において取り扱う病原体等に関して、予防接種その他の予防法がある場合は、その実施を義務づけること。
- 第 4 条 如何なる状況の下にあっても、15 歳以下の者の立入りを禁止すること。
- 第 5 条 機械の保守、事故、災害発生時の処置のために、入室承認者以外の者が指定実験室内に立ち入る必要が生じた場合は、安全主任者の指示に従うこと。
- 第 6 条 微生物等の保管場所は当該微生物等を用いて実験を行う指定実験室と同等の安全基準を満たすこと。また保管容器は施錠し、出し入れの記録を整備すること。
- 第 7 条 BSL2～4 までの微生物等を用いる実験においては、口を用いたピペット操作を禁止すること。
- 第 8 条 指定実験室内での飲食、喫煙、化粧及び食物を含む私物の留置等を禁止すること。
- 第 9 条 微生物等を不活化するための適切な消毒滅菌方法を事前に明らかにしておくこと。
- 第 10 条 汚染した場合の方法、連絡の系統を事前に明らかにしておくこと。
- 第 11 条 安全設備の定期点検、健康管理のための診断項目、事故時の処理方法、連絡系統についての、必要な事項を明らかにすること。
- 第 12 条 BSL3 以上の微生物等を扱う実験室においては、実験室使用安全管理マニュアルを別途作成し、安全委員会の承認を受けること。
- 第 13 条 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 18 年改正)で規定する二種病原体等を所持、輸入する場合には、厚生労働大臣に申請書を提出し、事前の許可を得なければならない。また、三種病原体等を所持、輸入する場合には、事後に厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 2 二種病原体等又は三種病原体等を運搬する場合には、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書の交付を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成 18 年 3 月 8 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 20 年 2 月 6 日から実施する。

附 則(平成 27 年 4 月 30 日一部改正)

この要領は，平成 27 年 4 月 30 日から実施する。